昭憲皇太后基金

(The Empress Shoken Fund)

令和4年6月 緊急·人道支援課

1 沿革

- (1) 1912 年にワシントンにおいて第9回赤十字国際会議が開催された際、当時の皇后であった昭憲皇太后が国際赤十字に対し、赤十字の平時における救護活動推進のため10万円(現在の3億5千万円相当)を寄付されたのを機に設立された。
- (2) その後、皇室からの計 12 回に渡る追加下賜金、我が国政府拠出金(昭和 41 年より平成 3 年度まで毎年 1,000 万円、平成 4 年度より平成 9 年度まで毎年 2,000 万円、平成 10 年度より平成 13 年度まで毎年 1,700 万円、平成 14 年度は 850 万円)及び民間からの寄付金を加え、2021 年末現在の基金総額(元金)は約 1240 万スイスフランに上る。

2 活動内容

- (1)基金の運用収益は、毎年1回(昭憲皇太后命日である4月11日)に開発途上国等の赤十字・赤新月社からの申請に応じて配分され、各国における平時の救護活動(救急車、医療機材の購入、赤十字組織の強化等)に役立てられている。
- (2) 1921 年から始まった配分は、1944 年を除いて途絶えたことはなく、2021 年には第 100 回配分が行われた。
- (3)本件基金によって購入された救急車両や物資等には「昭憲皇太后基金からのギフト」とエンブレムが記入され、本件基金は関係諸外国に広く知れ渡っている。

3 運営

赤十字国際委員会(ICRC)及び国際赤十字・赤新月社連盟(IFRC)から各3名指名された計6名の独立した委員による合同委員会(在ジュネーブ国際機関日本政府代表部大使がオブザーバーとして出席)により管理・運営されている。

(了)